

県内市町村における「二十歳の集い」等について（令和8年）

鹿児島県教育庁社会教育課

1 対象年齢と式典の名称

民法の定める成年年齢を18歳に引き下げる改正法が令和4年4月1日から施行されたが、令和8年の県内の全市町村における成人を祝う式典等は、原則、20歳を対象とし、名称については「二十歳の集い」、「二十歳を祝う会」などとしている。

(各市町村の開催予定は別紙2のとおり。)

2 実施期日の状況

(令和7年12月現在)

年 月	令 和 8 年 1 月										実施計
	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	10 日	
市町村数	0	8	16	9	4	0	2	3	1	0	43

※ 令和8年の成人の日（1月12日）に成人を祝う式典等を実施するのは十島村のみ。

※ 開催日が地区により異なる霧島市については、対象者の多い1月5日として計上している。

3 参加対象者数

15,581人 (男性 7,994人 女性 7,587人) ※ 令和7年：15,876人

※ 各市町村では、住民登録のない帰省者等も参加対象としている。

<参考>

平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれの者

(同一学年の学齢を基準。令和7年10月1日現在の住民登録者数。)

13,236人 (男性 6,692人 女性 6,544人)